

地方公文書館等における専門職問題

和歌山県立文書館長 小谷 正

「専門職問題はあるか」と質問されれば、館長としては、「本県文書館には、ない」と応えるでしょう。関係者の皆様には、同意をいただけないかもしれないと考えながらも異説からはじめさせていただきます。

この問題は、和歌山県長期総合計画（昭和61年策定）に「郷土を知るうえで貴重な歴史資料や行政文書の散逸を防ぎ、それを活用できるよう文書館の設置を推進する」と書き込むにあたっての論議と符合しています。この一文には、二つの意味がこめられています。それは、「表面上の意味」と「隠された意味」とでも言うべきものです。表面上の意味は、「貴重な歴史資料や行政文書の散逸を・・・云々」そのものです。しかし、このことだけなら保存する場所が、図書館でも博物館でも何れにおいても、保存されることが保障されればいいこととなります。そのために、「文書館」や「地方公文書館」がなければならぬ程の意味を見出せないでしょう。「隠された意味」にこそ存在の意味があります。その「隠された意味」は、「郷土を知るうえで」の一言にこめられています。それは、日本国憲法前文に示された人類普遍の原理である民主主義が将来にわたって維持されるための証としての空間であるということです。それは、新たな未来を切り開くためには、時々の治世の事象を直視することからはじめる必要があるからにはほかならないものです。このことは、国家や民族・宗教や信条などを超えたものとしてとらえることのできるものです。蛇足になりますが、過去とは、「過ぎ去る」とも「過ちが去る」とも読むことができます。治世は、人の行為であり、過ちや思わぬ結果が生じることもあるでしょう。しかし、それを単に忘れ去るのではなく、歴史としてそれぞれの時代に生かす努力が求められます。

一般論としての専門職問題は、先に示した「表面上の意味」と「隠された意味」の狭間にあるため、「専門職像」が見えにくいことに起因しているのではないかと考えています。実際に、施設を設置する段階では、表面上の意味が優先されることになるかもしれません。同時に、本県文書館がその設置の過程で、県史編纂からの経過と公文書館法（昭和62年制定）の両方に足を置いて立っているように、地方公文書館等には極めて多様な目的と性格が存在することにも起因しているでしょう。もし、本県文書館にも専門職問題があるとすれば、この目的と性格の多様性を同一の「専門職」という概念でくくる議論がなされていることに起因していると言えます。先に「ない」と言いながら、再び「あるとすれば」と言うのは奇妙だと思われるでしょうが、専門職問題は、このように異なる立場で噛み合うことなく論議されていると言えます。

私は、地方公文書館等とすれば「歴史資料として」とは先に示した「隠された意味」の方が重要であるように感じています。地方公文書館等における専門職問題においても、この点を先ず明確にする必要があるのではないのでしょうか。そうすることによって、各施設の目的と性格の多様性を貫く一つの精神が見えてくるように感じています。そのためには、公文書館法第1条の「・・・公文書等を歴史資料として・・・」と定めた意味を更に明確にする必要があると感じます。また、地方公文書館等においては、自らの施設設置の目的と公文書館法に定める目的の同一性と異質性を明らかにしたうえでの議論が積み重ねられなければならないでしょう。同時に、地方公文書館等に働く者の精神的な背景が明確でなければ、「公文書等」に冠せられた「歴史資料として」から派生した「歴史的価値」という一般概念によって、保存される公文書等の評価選別にも曖昧さが生じることになるのではないのでしょうか。

ここに、20年近くも前のことを書きました。読まれた方の中には、不快な思いをもたれる方もいるかもしれませんが、様々な考え方があるということで、ご容赦を賜りますようお願い申し上げたいと存じます。同時に、この一文が、何かの議論のきっかけになることがあれば、誠に幸いなことであると考えます。